

# 北美小学校PTCA会則

## 第一章 名称及び事務所

第一条 この会は、北美小学校PTCAといい事務所を北美小学校内に置く。

## 第二章 目的及び活動

第二条 この会は、父母と教師と地域の方々が協力して家庭、学校、地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

この会は、目的を達成するために次の活動をする。

1. 豊かな学校・地域を築く
2. 児童の福祉増進のために努力する
3. 児童の生活環境をよくする
4. 会員相互の親睦を図る
5. その他、目的達成に必要なこと

## 第三章 方 針

第三条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又は営利を目的とする行為を行わない
2. 児童の福祉増進のために活動する他団体または機関との協力
3. 学校の人事、その他の管理に干渉しない

## 第四章 会 員

第四条 この会の会員は、次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童の父母または保護者
2. 本校に勤務する教職員
3. 池原、登川地域に住んでいて、本校の発展に尽くす方
4. 本校の校区内に居住し、この会の趣旨に賛同するもので評議員会の承認を得た者

第五条 この会の会員は、所定の会費を納める。

## 第五章 役 員

第六条 この会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記・会計 1名
- (5) 参与 1名

第七条 役員を選出は、つぎのとおりとする。

1. 会 長 評議員会で選出し総会の承認を得る
2. 副 会 長 会長に準ずる
3. 事 務 局 長 教頭があたる

- 4. 書記・会計 事務局長が推薦し会長が任命する
- 5. 参 与 校長があたる

第八条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1. 会 長 本会を代表し、総会及び評議員会を招集して会議の議長となる
- 2. 副 会 長 会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする
- 3. 事 務 局 長 会運営のすべての事務を統括する
- 4. 書記・会計 各会議の議事を記録し、各種の事務を処理し、会計事務を行う
- 5. 参 与 会運営に対する指導助言

第九条 本会に、三名の監事を置く。監事は、必要と認めるとき監査を行い、その結果を評議員会及び総会に報告する。

第十条 監事は評議員会において選出し、総会の承認を得る。

第十一条 本会の役員及び監事の任期は2年とし、補欠により選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

## 第六章 機 関

第十二条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会 (2) 評議員会 (3) 理事会 (4) 専門部会
- (5) 学年PTCA (6) 学級PTCA

第十三条 総会は、最高の決議機関であり、その内容は次のとおりとする。

- 1. 構成員は、第五条の会員をもって構成し、毎年1回定期総会を開く。ただし、必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。
- 2. 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立とし、審議にあたっては出席者の過半数をもって議決する。出席者とは委任状を含めるものとする。

第十四条 総会は次のことを決める。

- 1. 予算の審議および決算の承認
- 2. 役員承認
- 3. 会則の審議並びに改廃
- 4. その他、目的達成に必要なこと

第十五条 評議員は、総会に次ぐ議決機関で、評議員をもって構成する。評議員の構成は次のとおりとする。

- 1. 正副会長、参与、事務局
- 2. 各学級から選出された4名の役員
- 3. 理事会から推薦された者

第十六条 評議員会は、次のことを決める。

- 1. 総会により委任された事項
- 2. 役員の選出並びに各部正副部長の選出、部員の配置案の作成

3. 予算、決算の審議
4. 緊急事項の処理
5. その他、目的達成に必要なこと

第十七条 理事会は正副会長、参与、事務局長および各専門部長、専門部副部長（教職員）をもって構成し、次の事項を行う

1. 事業計画の作成
2. 予算の立案
3. 会則および規約の検討
4. 渉外
5. 表彰規定第三条による表彰者の選考
6. 各専門部に属しない事項
7. 緊急事項の処理

## 第七章 専門部

第十八条 本会の目的を達成するために専門部を設け、事業を分担し円滑な運営を図る。

第十九条 1. 専門部は、評議員会で選出した者で構成し、理事会並びに事務局との連携を密にし、各担当事業の企画と実施運営に努める。  
2. 各学年児童の父母および保護者は、児童の在籍中に専門部に属しPTCA 活動に貢献するものとする。期間は1年とし、延長または再任を妨げない。

3. 父母および保護者は、PTCA 役員として活動を義務付けされる。
  - (1) 全父母および全保護者
  - (2) 部活父母会は、PTCA 専門部の支援要員と位置付けし執行部の呼びかけに協力する

第二十条 専門部は、次のとおりとする。各専門部には、部長1名、副部長2名（1名は教職員）を置く。正副部長は各部で選出する。

1. 総務部
2. 文化部
3. 広報部
4. 環境整備部
5. 生活指導部
6. 保健体育部
7. 母親委員会
8. 地域委員会

第二十一条 各専門部の活動内容は次のとおりとする。

1. 総務部
  - (1) 本会会務の運営に関すること（司会等）
  - (2) 各部の事業の連絡調整に関すること
  - (3) 本会事業計画の立案に関すること
  - (4) 各会議の提案事項の立案調整
  - (5) 市P連との連携、運営に関すること（研究発表会）
  - (6) その他、他部に属しない事業の立案調整（新旧職員歓送迎会等）

### 2. 文化部

- (1) 講演会、講習会、研修会の開催
- (2) 展示会、コンクール等の開催
- (3) 市P連と連携、運営に関すること（童話会等）
- (4) その他、文化活動に関すること

### 3. 広報部

- (1) PTCA 新聞の編集発行に関すること
  - (2) ポスター、パンフレットの発行啓蒙宣伝に関すること
  - (3) 市 P 連との連携、運営に関すること
  - (4) その他、広報活動に関すること
4. 環境整備部
- (1) 教育環境の美化、整備、緑化に関すること
  - (2) 地域の環境浄化に関すること
  - (3) 危険地域場所の改善や表示
  - (4) その他、環境整備活動に関すること
5. 生活指導部
- (1) 児童の郊外生活指導に関すること
  - (2) 交通事故防止対策に関すること（朝の交通安全指導、交通安全教育推進大会への参加等）
  - (3) 地域子ども会の育成に関すること
  - (4) 市 P 連との連携、運営に関すること
  - (5) その他、生活指導に関すること
6. 保健体育部
- (1) 会員および児童の保健体育に関すること
  - (2) 会員の親睦（レク等）に関すること
  - (3) 市 P 連との連携、運営に関すること
  - (4) その他、保健体育活動に関すること
7. 母親委員会
- (1) 講演会、講習会、研修会の開催
  - (2) 会員および児童活動の世話
  - (3) 市 P 連との連携、運営に関すること（市 P 連新年会等）
  - (4) その他、母親委員活動に関すること
8. 地域委員会
- (1) 登下校時の交通安全指導に関すること
  - (2) 地域のちゅらさん運動に関すること
  - (3) 地域伝統の継承に関すること
  - (4) 地域行事活動に関すること
  - (5) 校区内環境整備に関すること
  - (6) ボランティアによる教育指導に関すること

## 第八章 学年・学級 PTCA

第二十二條 学年・学級 PTCA は、その児童の父母および担任をもって構成し次のことを行う

1. 会員相互の教養を高め、親睦を図る

2. 学年・学級における教育環境の整備充実に関する事
3. 学年・学級における児童の学習条件の整備に関する事
4. 学校PTCAとの連携協力等

第二十三条 学年・学級PTCAは、正副会長およびその他必要な係りを選出し、自主的運営にあたる。各学年正副会長は、各学級の正副会長の中から互選により選出する。

## 第九章 会 計

第二十四条 この会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第二十五条 本会の会費は、一世帯月額550円とする。

第二十六条 この会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第二十七条 会長は総会の期日から二週間前までに収支決算書を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。

第二十八条 監査員は、監査結果を評議員会並びに総会に報告しなければならない。

第二十九条 本会の財産は、会長が管理する

## 第十章 帳 簿

第三十条 本会に次の帳簿を備え、これを5年間保管しなければならない。

1. 会則綴り
2. 会員名簿
3. 役員名簿
4. 会計簿
5. 証拠書類
6. 予算決算書類
7. 記録簿

## 第十一章 付 則

第三十一条 本会則は昭和49年4月1日より施行する。

本会則は昭和55年5月31日から施行する。(改正による)

本会則は昭和60年5月18日から施行する。(改正による)

本会則は昭和62年5月29日から施行する。(改正による)

本会則は平成3年5月25日から施行する。(改正による)

本会則は平成9年7月5日から施行する。(改正による)

本会則は平成10年5月30日から施行する。(改正による)

本会則は平成11年5月29日から施行する。(改正による)

本会則は平成18年5月23日から施行する。(改正による)

本会則は平成19年5月22日から施行する。(改正による)

本会則は平成21年5月24日から施行する。(改正による)

本会則は平成24年5月20日から施行する。(改定による)

本会則は平成29年5月17日から施行する。(改定による)

# 沖縄市立北美小学校PTCA表彰規定

## 目的

第一条 この規定は北美小学校PTCA活動に顕著な功績があり、または本校の教育に協力し、他の模範として推奨するに値する業績、若しくは善行があった個人、および団体を表彰し、その意識の高揚と実践活動を高めることを目的とする。

## 表彰の基準

第二条 下記事項の基準に該当する場合は表彰状、又は感謝状を贈呈する。

1. PTCA会長として2ヵ年(1期)以上、副会長として4ヵ年(2期)以上つとめ、その功績が顕著に認められる個人
2. PTCA会員、及び会員以外の者で本校教育ならびにPTCA活動のために貢献し、その実績が顕著と認められる個人、または団体

## 推薦の方法

第三条 この規定による表彰該当者は理事会で推薦する。

## 表彰者の決定

第四条 表彰者は評議員会の承認をうけるものとする。

## 表彰の時期

第五条 表彰は毎年、定期総会に於いて行うものとする。但し必要に応じ、定期総会前に表彰することもできる。その場合は総会に於いて報告する。

## 付則

本会は昭和62年5月29日から施行する。

本会は平成3年5月25日から施行する。(改定による)

## 沖縄市立北美小学校PTCA慶弔規定

第一条 学校児童または保護者死亡の場合は弔慰金 10000 円、花輪または生花一基を贈る。

第二条 学校職員死亡の場合は弔慰金 10000 円、花輪または生花一基を贈る。

第三条 その他の弔慰については、役員会で協議の上、施主の意向を尊重して、柔軟に弔慰を表わすこととする。

第四条 弔慰金の執行は会長またはその代理者があたる。

第五条 弔慰金の執行に際しては、一切返礼は受けない。

第六条 この規定の改廃は、役員会において決定し、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

本規定は平成 23 年 5 月 22 日から施行する。